広報とちお
号外
昭和三十二年二月二十日第三種郵便物認可　毎月十日発行（定価一部二円）
発行人　栃尾市
新潟県栃尾市
電話（代表）750

号外 地方選挙特集版

投票日
県知事選挙 県議会議員一般選挙 23日
市議会議員一般選挙 30日

情実にこらわれず 投票は自分の判断で

戦後第四回目の統一地方選挙は、ことごとく皆さんの選んだ代表者によつて運営されていることは言うまでもありませんが、その仕事とは、たとえば道路を改良し堤防を築き、学校を維持し、貧困者の救護をし、病気を予防し、産業を振興し、住宅を建てるなど広い範囲にわたつているのです。これらの仕事は、そのやり方、仕方、運営方法のよしあし、したがつて仕事のできがよいか悪いかは、他面血税を有効に価値のあるつかい方をし、住民になんらかの形でサービスを提供し、税金が還元されたかどうか、ということになり、それはまた、有権者の皆さんが地方自治体の運営に適任者を送つたかど

皆さんの欲する政治を実現させるためには、皆さんの代弁者としてふさわしい見識や能力のあるりつぱな人を選ぶことにあります。それには、演説会や街頭演説などで直接知ることもいろんなせつですが、隣り近所や職場の仲間同志でいろいろ話し合うこともたいへんよいことであつてそうすることにより政治的教養を高めることができるのです。「うつかり選ぶな、しつかり選べ」という標語もあるとおり、住みよい明るい社会は、せんじつめれば公明な選挙が行われるか否かにあるといえるのですから、有権者の皆さんは、この地方選挙を意義あらしめるため貴重な一票は自分で判断し、自分のものとも信頼する候補者に投票してください。

有権者に望む

私たちの日常生活は、大小を問わずみんな政治につながつております。したがつて政治の良し悪しはすぐ私たちの生活に響いてまいります。

公正明朗な選挙を

栃尾市選挙管理委員会委員長　西片精一

今日の民主政治は、国民自身が自分たちの政治を自ら行うしくみになつております。しかし実際には国民が直接行うことができません。

そこで、代表者を選挙によつて選び出し、その代表者が私たちにかわつて政治を行うことになつております。ですから私たちにとつて選挙は一番重要なことといえましようし試験には、必ず答案を書かねばならぬように「民主政治」は投票という答案を必ず書くことから始ります。

きたる四月二十三日は、県知事及び県議会議員の選挙が行われ、続いて四月三十日には市議会議員の選挙が行われます。栃尾市二万二千余の有権者の皆さん、今度こそ日頃の良識を更に発揮され、明るい栃尾市発展のため、真に公正明朗な選挙を行い、りつぱな代表者を選び出していたゞきたいと念願する次第です。

不在者投票は早めに

選挙の当日次に掲げる理由によつて自分で投票所に行くことのできない人のために、不在者投票の制度が認められています。

(1) 投票日に自分の属する投票区のある市町村の区域外において職務に従事中の人、たとえば、鉄道乗務員

(2) やむをえない用務または事故のため、自分の属する投票区のある市町村の区域外に旅行中または滞在中の人、たとえば、冠婚葬祭とか交通事故のような場合もそれに当ります。

(3) 病気、負傷、不具のため歩くことが著しく困難である人または監獄や少年院、婦人補導院などに収容されている人

(4) 交通が非常に困難な島、その他の地域に居住中もしくは滞在中またはその地域で仕事をしている人

右の事由に該当する人は、選挙の期日の告示された日から選挙の期日の前日（県の選挙＝四月二十二日まで、市の選挙＝四月二十九日まで）まで不在者投票を行うことができます。投票の不正を防止するために必要最少限の手続きを必要としますが、せつかくの投票の機会を活用するためにこの制度を充分利用しましよう。

なお、投票は市役所内選挙事務室で行います。

市議選挙 補充名簿登録申請

二十三日・二十四日の二日間

四月三十日に行われる市議会議員選挙の補充選挙人名簿の登録申請をすることのできる人は、次のとおりです。

(1) 昭和十四年四月二十三日以前（二十三日を含む）に生れた人

(2) 本年一月二十二日以前から引き続いて栃尾市内に住所のある人

(3) 基本選挙人名簿に登録もれとなつた人

(4) 県の選挙のための補充選挙人名簿に登載される資格のあつた人で、登録の申請をしなかつた人

(5) 昨年九月十五日以降に刑の執行を終えて出所した人、（欠格事由に該当しなくなつた人）

(6) 海外引揚者

右に該当する人は、四月二十三日と二十四日の二日間補充選挙人名簿登録申請書を選挙管理委員会に提出してください。すでに県の選挙の補充選挙人名簿登録申請をされた人は、もちろん申請の必要はありません。

貴重な一票も選挙人名簿に登載されていなければ投票をすることができませんから、忘れずに二十四日の午後五時までに申請書が選挙管理委員会に到着するようにしてください。この申請を受理された方の投票所の入場券は、二十八日頃区長さんを通じお手元にお届けいたします。

投票の心得

◎投票所
入場券に示してある投票所で投票しなければならないので、昨年九月十五日後に市内で住所を移転された方は注意すること。

◎投票時間
午前七時から午後六時まで

◎入場券
あらかじめ配布されているので忘れずにもつて行くこと。また、あわてて他人のものをもつていかないようにすること。入場券をなくしても投票できないわけではないから、前もつて選挙管理委員会から再交付をしてもらうか、または投票日に投票所で再交付をうけること。

◎投票の記載
受付で入場券を示し、選挙人名簿と照合のうえ、投票用紙をもらい、記載台に行き、備えてある鉛筆で自分の選挙区の候補者の氏名を一人だけ候補者氏名欄にハッキリと書くこと。自筆でなければならず、ゴム印などでは無効。書体は漢字でも、平仮名、片仮名でもさしつかえないし、ローマ字でもよいことになつている。書き終つたなら投票箱に入れること。投票用紙を破つたり、穴をあけたりすると無効になる。身体障害者や盲人、文盲（あきめくら）の人のために投票補助者の代筆、点字投票などが認められるので、投票管理者に申し出ればよい

◎同姓同名候補
同じ選挙区に同姓や同名の候補者が二人以上いるときは姓だけや名だけ書かないで必ず姓名を書かねばならない。

開票終了後に同姓と同名の候補者の得票数に比例して分配されることにもなり、投票者の意志と違つた人に票が入ることにもなり得る。また、同姓同名の場合には氏名のほかに必ず職業、身分、住所などを書き加え、どの候補者に投票したか明記しないと比例分配されるから注意して欲しい

◎その他
投票所で騒いだりすれば退出を命ぜられ、一番あと回しにさせられるばかりでなく、騒ぎ立てる恐れがなくなるまで投票が許されない。

よい選び方

①演説を聞く
立会演説会や、個人演説会街頭演説等で、よく政見を聞きわけて研究しよう。

②ラジオで聞く
候補者の経歴や政見が放送されますからよく聞いてみて、判断しましよう。

③選挙公報・新聞
各世帯に配布される選挙公報や、候補者の新聞広告もよく読んで考えましよう。

④事前運動注意！
アノ手・コノ手の事前運動ばかりしていて、大事な政治がオルスなのはコマル。

⑤公約を見とおす
できもしない公約はダメ。ホントウにできることをマジメにやる人を選ぼう。

⑥責任ある一票
よく調べ、よく見、よく聞いて判断し、自覚と責任ある一票――を必ず投票。

開票は即日

四月二十三日の選挙の開票は午後十時から県知事、県議会議員選挙を同時に行い、また、三十日の市議会議員選挙も同じ時刻に、いずれも市役所議場で行います。

解説

地方自治と選挙

わが国憲法の根本原理はいうまでもなく民主主義であり地方の政治についていえば、地方の政治は地方住民の、地方住民による地方住民のための政治でなければなりません。言いかえると、市民の市民による、市民のための政治ということになります。地方住民こそ地方の政治のにない手であり、その意向によつて行うのが地方自治の本旨であります。

地方自治とは、地方住民がその身の回りのことを、自分らで処理することであり、また、住民のためになる仕事をする組織でもあります。住民のためにどんな仕事をいかに処理して住民の幸福を少しでも進めるか、これが根本なのです。ところで、その身の回りのことを自分らで処理するといつても、それはとうていい不可能に近いので、地方住民の選挙によつて選び出した代表者による政治、すなわち代表政治によるのが一般的原則といえましよう。憲法および地方自治法は、原則的に代表政治の方式によることとし、しかも直接民意を代表すべき者の手によつて運営せしめようとするためであります。議員のみならず、長をも直接住民の公選によることゝしたのは、よりよく民主政治の理想を実現しようとしたものとして重要な意義を認めなくてはなりません

今日の地方自治は、国の政治に劣らず、地方住民の生活と極めて密接な関係にあり、われ〳〵の理想とする豊かな文化的生活がどのように実現されるかは、一にこの地方自治の担当者に適任者をうることができるか否かにかかるところが極めて大きいのであります。今後ますます地方自治が重要性をもち、その運営のよしあしは実質的に真に公明に行われるかどうかは、県や市の行政上の重大な影響をもたらすだけでなく、地方自治の将来のために、あるいはまた、わが国、民主主義の発展のために至大な影響を与えるものといわなくてはなりません。

今回の地方選挙は、戦後第四回目の統一選挙であり、地方自治が今後ますます発展していかなければならない重要な時期にあるものですから、地方選挙の意義は一層深いものであることを充分認識されることが必要です。われわれの生活に重大な影響をおよぼそうとしているとき四年間の地方自治を託すべきわれわれの代表者を選ぶための選挙こそ、こんどの地方選挙なのです。この地方選挙が